

一般社団法人 日本保育学会研究奨励賞 規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本保育学会研究奨励賞（以下、研究奨励賞）は、「将来を嘱望される研究者を育てること」および「独創的な研究を育てること」を目的とする。

(賞の構成)

第2条 研究奨励賞は、「大会」において発表された研究（口頭発表・ポスター発表・ビデオ実践研究発表）を対象とする「大会発表部門」と『保育学研究』において発表された研究を対象とする「論文部門」の2部門からなる。

(授賞対象)

第3条 研究奨励賞は、本学会会員が「大会」において発表した研究および当該年度の『保育学研究』において発表した研究の中から、保育学の発展および保育実践の向上にとって非常に有意義であると思われ、今後の発展が期待できる優れた研究に対して授与する。

(授賞対象外の研究業績)

第4条 本学会役員（会長、副会長、理事、評議員、監事、推薦委員）の研究および役員の参加した研究は、選考対象外とする。

2. 教育研究機関等において教授職または、それに相当する職（理事長、施設長、園長等）にある者、あるいはかつてその職にあった者の研究およびその者が参加した研究は、選考対象外とする。
3. 過去において研究奨励賞（大会発表部門）を受賞した事がある会員およびその会員を含むグループの研究は、研究奨励賞（大会発表部門）の選考対象外とする。また、過去において研究奨励賞（論文部門）を受賞したことのある会員およびその会員を含むグループの研究は、研究奨励賞（論文部門）の選考対象外とする。
4. 「大会発表部門」においては、第6条に規定される推薦委員会により推薦されながら受賞できなかった研究で、引き続き研究が継続されている場合は、次年度以降も選考対象となりうる。

(賞の授与)

第5条 「大会発表部門」に関しては、大会ごとに研究3件までに対して授与する。但し、適当な研究がない場合はそのかぎりではない。

2. 「論文部門」に関しては、同年度の『保育学研究』に発表された研究の中から、年度ごとに研究2件までに対して授与する。但し、適当な研究がない場合はそのかぎりではない。
3. 研究奨励賞の授与に当たっては、賞状および副賞を授与する。
4. 授賞は、授賞研究が発表された年度の次年度の大会での授賞式において行う。

(大会発表部門の選考)

第6条 「大会発表部門」の選考においては、「研究奨励賞推薦委員会」（以下、推薦委員会）が授賞対象と考えられる研究を推薦し、推薦された研究の中から、「研究奨励賞選考委員会（大会発表部門）」（以下、選考委員会）が授賞候補とする研究を選定し、理事会において決定する。

2. 推薦委員会は、大会ごとに組織し、会長が委員長となり、副会長、理事、大会実行委員長および理事会で指名された本学会の役員と会員をもって構成する。
3. 選考委員会は、大会ごとに組織し、委員は5名とし、理事および評議員をもって構成する。但し、必要のある場合は、理事会で選定された本学会の会員も委員とすることができる。
4. 選考方法（推薦方法および選定方法）については別に定める。

(論文部門の選考)

第7条 「論文部門」の選考においては、当該年度の『保育学研究』に発表された研究（論文）の中から、「研究奨励賞選考委員会（論文部門）」（以下、選考委員会）が授賞候補とする研究を選定し、理事会において決定する。

2. 選考委員会は、年度ごとに組織し、委員は5名とし、理事および評議員をもって構成する。但し、必要のある場合は、理事会で選定された本学会の会員も委員とすることができる。また、編集常任委員は当委員を兼ねることはできない。
3. 選考方法（選考方法）については別に定める。

(賞の基金)

第8条 研究奨励賞の基金については、別に内規を定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学会事務局員の協力を得て行う。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則 本規程は、平成18年4月1日から施行する。

但し、本規程に基づく選考は平成19年度より実施する。

一部 平成22年10月2日改正

一部 平成25年4月13日改正